

遠賀町小規模契約希望者届出要綱

(目的)

第1条 この告示は、遠賀町が発注する小規模な工事、修繕、業務委託、建設資材及び物品の購入等（以下「小規模工事等」という。）の契約において、町内の小規模事業者の受注機会を拡大し、町内経済の活性化を図ることを目的とする。

(対象となる契約)

第2条 小規模工事等の対象となる契約は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 内容が軽易で、かつ、履行の確保が容易であるもの

(2) 1件の予定価格が遠賀町財務規則（平成12年規則第18号）第111条第1項に規定する額以内のもの（随意契約対象分）

(届出基準)

第3条 届出を希望する者（以下「届出者」という。）は、町内に主たる事業所、営業所又は住所を有する者で、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 成年被後見人、被保佐人、被補助人又は破産者（復権を得た者を除く。）

(2) 遠賀町競争入札参加資格審査申請（指名願）をしている者

(3) 希望業種を履行するために必要な資格、許可等を有しない者

(4) 町税を滞納している者（当該滞納している者について、分納を誓約し、かつ、当該分納を履行していると認められる者を除く。）

(5) 遠賀町暴力団等排除条例（平成22年条例第5号）第3条第2号及び第3号に規定する暴力団及び暴力団関係団体並びに同条第4号及び第5号に規定する暴力団員及び暴力団関係者

(6) 前各号に掲げる者のほか、契約の相手方として不相当と認められる者

(届出書類)

第4条 届出者は、遠賀町小規模契約希望者届書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

(1) 町税等滞納有無調査承諾書（様式第2号）

(2) 誓約書（様式第3号）

(3) 希望する業種を履行するために必要な資格、免許等を証明する書類の写し

(4) 法人の場合は、登記簿謄本の写し

(5) 個人の場合は、運転免許証又は住民票等の氏名及び住所が確認できるものの写し

(6) 前各号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認めるもの

2 届出者は、別表に掲げる業種の中から、希望する業種を届出することができる。

(届出の受付)

第5条 届出の受付は、行政経営課において随時行う。

(届出の有効期間)

第6条 届出の有効期間は、届出をした日から同日後最初に到来する基準年（平成27年及び同年後2年ごとに到来する年をいう。）の3月31日までとする。

(契約保証金)

第7条 この告示の規定による契約の締結については、契約保証金を免除する。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。